

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

横須賀市は、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」とする障害者基本法に基づき、平成9年に第1期「よこすか障害者福祉計画」（6か年計画）、平成15年に第2期「よこすか障害者福祉計画」（6か年計画）、平成21年に第3期「よこすか障害者福祉計画」（6か年計画）を策定し、障害者施策に取り組んできました。

第1期「よこすか障害者福祉計画」では、障害の有無・種別・程度にかかわらず、誰もが自らの意思により住み慣れた地域で「普通の生活」を営むことができるよう取り組んできました。

第2期「よこすか障害者福祉計画」では、それぞれのライフステージにおいて主体的な生活が営めること、長所に着目することで自己に自信を持ち、自己実現するために主体的に取り組むことができるよう取り組んできました。

また、第3期「よこすか障害者福祉計画」においては、誰もが共に生き、共に支え合う社会のあり方をめざして取り組み、現在に至っています。

国は平成19年に、国際連合が採択した「障害者の権利に関する条約」に署名しました。この条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めるもので、障害に基づくあらゆる差別の禁止や、障害者の権利・尊厳を守ることをうたっており、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障害者の権利実現のための取り組みを締約国に対して求めています。

その後、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成23年に改正された障害者基本法では、障害者の定義が見直されるとともに、合理的配慮の概念が盛り込まれました。

合理的配慮とは、例えば、身体障害を有する人に対して、車椅子等を利用できるスロープの設置や、講演会等における手話通訳者、要約筆記者の配置を行ったり、知的障害や発達障害を有する人に対して、分かりやすい方法での説明を行ったりするなど、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをさします。（障

害者の権利に関する条約第2条)

さらに平成25年には、障害者の範囲に難病患者等を追加し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化など、平成18年に施行された障害者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」に改正し、施行されました。

その他にも「障害者基本法の一部を改正する法律」（平成23年8月）、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成24年10月）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成25年4月）、が施行され、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年6月）が成立し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（平成25年6月）、「学校教育法施行令」（平成25年9月）が改正されるなど、この10年の間に、障害者施策に係る数多くの法律が制定されています。「障害者の権利に関する条約」は平成26年1月に批准されました。

横須賀市においても、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」のような障害者施策に係る数多くの法律の制定に対応し、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境などの分野で総合的かつ計画的に施策を推進していくことが求められています。

「障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまち」の実現を目指すため、この「横須賀障害者福祉計画（第4期横須賀市障害福祉計画を含む）」を策定します。

なお、この計画は、横須賀市における障害者のための施策に関する基本的な計画であり、「障害者基本法」及び「障害者総合支援法」に基づき策定します。

「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」）がある者であって、障害及び社会的障壁(※)により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの（障害者基本法第2条第1項第1号）とします。

また、この計画は横須賀市における他の計画との整合性を併せもつものです。

※社会的障壁・・・障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
(障害者基本法第2条第1項第1号)

2 計画の基本理念と目標

基本理念 ひとりひとりの個性と命を大切にする
目 標 障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまちの
実現

障害者福祉施策は、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」（障害者基本法第1条）ことを目指して講じられる必要があります。

障害施策に関する考え方は、時代の変遷とともに様々なものが生まれてきました。

この計画では、障害者と社会との「つながり」の再構築を意識した「インクルージョン」という考え方、つまり、障害者が地域社会の一員として、当たり前地域社会に溶け込み、参加・参画することが重要であるという考え方に重点を置き支持します。また、「インクルージョン」の考え方により、社会に溶け込んだ障害者が、より自分らしく過ごすことが出来るよう、本人の能力回復である「リハビリテーション」や本人が能力を最大限発揮できる環境を整える「エンパワメント」の考え方も併せて支持します。

上記の3つの考え方を踏まえた上で、障害をその人の有する個性として認識し、ひとりの人として、尊重していくことを基本とし、この計画の基本理念を「ひとりひとりの個性と命を大切にする」こととします。

この理念に基づき、「障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまちの実現」を目標とします。

この目標の達成に向け、行政が公的責任において本計画に基づく社会福祉の増進を図り、必要な施策等の構築に努めるとともに、市民一人ひとりの理解と協力を得ながら取り組んでいきます。

※インクルージョン……誰もが差異や多様性を認め合い、相互の連帯や心をつながりを築き、すべての人が疎外されることなく社会の中に含み込み、地域社会へ参加・参画するという考え方をいう。

※リハビリテーション…障害があることにより、社会的に不利な立場に立った人に対するあらゆる分野での総合的な支援をいう。

※エンパワメント……自己の長所や能力を自覚し、主体的に自己決定・問題解決能力を付けていくという考え方をいう。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成32年度までの6か年計画とします。

障害者総合支援法により策定される第4期横須賀市障害福祉計画に該当する「第5章 数値目標」及び「第6章 障害福祉サービス等の見込量」については、国の基本指針に基づいて、平成27年度から平成29年度の3か年計画とします。

4 基本的視点

「障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまち」を実現するためには、障害者が自己選択・自己決定でき、そのために必要な様々な支援が身近な所で受けられる生活が保障されなければなりません。

この計画の基本理念に基づき、目標を実現するため、基本的な視点を以下のように明らかにします。

- ① 地域での生活と生活の質の向上
- ② ライフステージに応じた切れ目のない支援
- ③ 安全な暮らしの確保
- ④ 働く場の確保
- ⑤ 権利を守る社会の仕組みづくり
- ⑥ 施策の企画・推進への障害者の参画

5 計画への市民意見の反映

(1) アンケート調査

計画策定の基礎資料とするため、障害者手帳所持者及び難病患者（特定疾患医療受給者証）を対象としてアンケート調査を実施しました。

障害者手帳所持者及び難病患者に関するアンケート調査

対象者：市内在住の障害者・難病患者 2,448 人

実施期間：平成 26 年 8 月

回答数：1,434 人（回収率 58.6%）

対象者内訳：

- ①身体障害者：976 人（65 歳未満の身体障害者手帳所持者の 25%）
- ②知的障害者：750 人（療育手帳所持者の 25%）
- ③精神障害者：637 人（65 歳未満の精神障害者保健福祉手帳所持者の 25%）
- ④難病患者：85 人（難病患者団体の所属者や保健所健康づくり課での窓口配布）

(2) ヒアリング調査

郵送によるアンケート調査が困難な発達障害者について、3つのライフステージごとにヒアリング調査を実施しました。

発達障害者に対するヒアリング調査

対象者：

- ①児童期 児童発達支援や放課後等デイサービスを利用している発達障害児
- ②就労前期 養護学校高等部在籍中の発達障害傾向のある知的障害児
- ③就労期 就職活動や就労のための訓練をしている発達障害者

実施期間：平成 26 年 8 月～9 月

(3) 意見交換会の開催

障害当事者をはじめ多くの方から計画に関する意見を直接いただくため、障害者福祉計画等検討部会主催の意見交換会を開催しました。

障害者福祉計画等検討部会 意見交換会

開催日：平成 26 年 6 月 30 日

参加者：市民来場者約 40 名

(4) 計画検討部会等

計画の策定に当たっては、「横須賀市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会」の下に、公募市民、障害当事者、障害福祉サービス事業従事者、学識経験者等により構成された「障害者福祉計画等検討部会」を設置し、検討を進めました。

また、「横須賀市障害とくらしの支援協議会」等からも意見を聞きました。

図表1 障害福祉施策に関する主な法律の施行等

年		主な法律の施行等	内容
2007	平成 19 年	「障害者の権利に関する条約」署名	障害者の人権、基本的自由の享有の確保、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定など、国連が採択した条約に日本が署名した
2010	平成 22 年	「障害者自立支援法」「児童福祉法」の一部改正	発達障害が、障害者自立支援法及び児童福祉法の対象になることが明確化
2011	平成 23 年	「障害者基本法の一部を改正する法律」施行	障害者の権利擁護を目指し、国や企業などに対し、障害がある人の社会参加を妨げたり日常生活を制約したりする「社会的障壁」を取り除くよう求める
2012	平成 24 年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」施行	障害者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律
2013	平成 25 年	「障害者総合支援法」施行	障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律とし、障害者の範囲に難病患者等を追加。重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化など
2013	平成 25 年	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」施行	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るなど
2013	平成 25 年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」成立（平成 28 年 4 月施行予定）	障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関事業者等における措置等を定め、障害を理由とする差別の解消を推進するなど
2013	平成 25 年	「障害者の雇用の促進等に関する法律」改正（平成 28 年度から順次施行予定）	障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決の援助、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を追加するなど
2013	平成 25 年	「学校教育法施行令」改正	障害児の就学先について、特別支援学校を原則とせず、個々の障害の状態等を踏まえた総合的な観点から決定するなど
2014	平成 26 年	「障害者の権利に関する条約」批准	平成 19 年に署名した「障害者の権利に関する条約」を日本が批准した